

No. 991 (2018. 1.18)

主要国における政治資金の使途制限

—個人的支出の制限を中心に—

はじめに

I 我が国における政治資金等の使途制限

- 1 法律における規定
- 2 政治資金規正の沿革
- 3 使途制限についての議論

II 諸外国における政治資金等の個人的支出

- 1 アメリカ
- 2 イギリス
- 3 ドイツ
- 4 フランス
- 5 カナダ
- 6 韓国

おわりに

- 政治資金、選挙運動費用及び政党助成金の使途には、政治活動の自由の観点から原則として制限はない。しかし、個人的支出を禁止するなど、何らかの制限を設けるべきであるとの議論がある。
- 諸外国においては、政治資金等の使途に制限のない国がある一方で、個人的支出を禁止するなど、何らかの制限を行う国もある。使途に制限がない国でも、個人的支出が問題となった例も見られる。
- 仮に使途制限を行う場合は、政治活動の自由の観点からの慎重な検討が求められている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 さとう りょう 佐藤 令

はじめに

毎年 11 月には、前年分の政治資金についての収支報告書が公表される。新聞各紙に収支の概要についての大きな記事が掲載されるほか、政治資金の不適切な使途を指摘する記事も散見される¹。前東京都知事が平成 28（2016）年 6 月に辞職したのも政治資金の不適切な使途、つまり、美術品の購入や、家族同伴の宿泊費などは、政治活動とは関係ない個人的な支出であり、政治資金から支出すべきでなかったのではないかと、という問題がその一因とされている²。

また、政治家は、資金管理団体、後援会などの政治団体に加えて政党支部を実質的な「財布」にしていると指摘されている³。政党支部は政党交付金を支出することができるので、個人的な支出に政党交付金を充てることが問題とされることもある⁴。

政治活動の自由を保障するために、原則として政治資金や政党交付金の使途は制限されていないが、政治活動とは無関係の個人的な支出などについては何らかの使途制限をすべきだという有識者の指摘もある。本稿では、政治資金等の使途、特に個人的支出の制限について、主要国の制度や実態を紹介する。巻末では、主要国の政治資金等の使途制限を表にまとめた。

なお、引用中の〔 〕は、筆者による補記である。

I 我が国における政治資金等の使途制限

1 法律における規定

我が国の政治資金の規正に関しては、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）が存在し、このほかには、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）が選挙運動に関して規正措置の規定を設け、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）が政党に対する国からの助成についての規定を設けている。まず、それぞれの法律における使途の制限について概観する。いずれの法律も、原則として一部の例外を除き使途を制限しておらず、個人的支出を禁止する規定はない。

- ①政治資金規正法：政治団体及び公職の候補者が政治資金を株式運用等の投機的取引に用いること（第 8 条の 3）及び資金管理団体が不動産を取得すること等（第 19 条の 2 の 2）を制限しているが、そのほか、使途に関する制限はない。
- ②公職選挙法：選挙の公正を図るため、選挙運動に関する支出の最高限度額を定めている（第 194 条）が、原則として、使途に関する制限はない。
- ③政党助成法：「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。」（第 4 条第 1 項）と規定しており、使途に関する制限はない。ただし、借入金の返済及び貸付金の貸付けは、支出から

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成 30（2018）年 1 月 10 日である。

¹ 最近の主な記事としては、「収支報告書 プロレス観戦、高級梅干し購入…これも政治活動？」『読売新聞』2016.12.1, 夕刊; 「政治資金 これって公私混同?! 支出規制ないけれど」『産経新聞』2017.12.4 など。

² 「舛添都知事 辞職 「会見なし」核心語らず 政治資金問題で引責」『毎日新聞』2016.6.16 など。

³ 「永田町インサイド 国会議員 3 つの財布」『日本経済新聞』2014.10.26.

⁴ 「政党交付金 使い道は自由自在？」『朝日新聞』1996.9.13; 「政党交付金 使い道に制限なし」『読売新聞』1996.9.13 など。

除くものとされている（第14条第1項）。

2 政治資金規正の沿革

政治資金の規正の方法には、政治資金の流れを広く国民に公開し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方と、政治資金の公開のみならずその資金の授受自体についても具体的な規正を加えるという考え方がある⁵。昭和23（1948）年の政治資金規正法制定時の中心となる考え方は前者であった。同法の解説書において「昭和50年改正前の政治資金規正法第1条は、（中略）政治活動の公明を図ることすなわち政治活動に伴う資金を公開し、政治活動をガラス張りにすることが、民主政治の健全な発達に寄与することになるという考え方で貫かれており、政治資金の流れを制限し、政治活動の公正を確保するという考え方は、ここでは採用されていないのである。」⁶とされている。政界の一連の汚職事件を契機として、後者の考え方による資金の授受自体を規正する法改正が昭和50（1975）年以降行われてきたが、これも寄附の量的制限及び質的制限など、その多くが政治資金の「入り口」である収入についての規正であり、「出口」である支出についての規正はほとんどなされなかった⁷。

支出についての規正が議論されるようになったのは、平成18～19（2006～2007）年にかけて問題となった、資金管理団体が家賃のかからない議員会館を主たる事務所の所在地としているにもかかわらず多額の事務所費を計上していた、いわゆる事務所費問題が契機である。平成19（2007）年12月に成立した「政治資金規正法の一部を改正する法律」（平成19年法律第135号）によって、総務省に政治資金適正化委員会⁸を設置し、国会議員関係政治団体に関しては、登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けるとともに支出について全ての領収書を公開することとなった。しかし、政治資金監査は、国会議員関係政治団体の会計事務に対して外形的・定型的に行われるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない、とされている⁹。現在でも、国会議員関係政治団体を含む全ての政治団体について、原則として使途に関する制限はない。

3 使途制限についての議論

学説でも「政党は国民の政治的自由の媒体として、「結社の自由」、「表現の自由」（〔日本国憲法第〕21条）等によってその設立の自由と政治的な活動の自由が保障される」¹⁰など、原則として、政党・政治団体の政治活動の自由は保障されるものとされており、政治資金に関しても「政治団体（政党を含む）の政治活動は原則として自由でなければならない。（中略）

⁵ 政治資金制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法 第2次改訂版』ぎょうせい、2002、p.54。

⁶ 同上、p.56。

⁷ 「永田町インサイド 政治とカネ「出口」で迷走」『日本経済新聞』2007.10.11、夕刊。

⁸ 5人の学識経験者から成り、政治資金監査に関する具体的な指針を定めることなどを所掌事務としている。

⁹ 政治資金適正化委員会『政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）平成28年3月改定版』2016、p.2。総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000424293.pdf> この点から、政治資金監査は「名ばかり」であるとの批判もある（「政治資金 名ばかり監査」『朝日新聞』2010.11.27、夕刊。）。なお、政党交付金のうち党本部分については、かねてから公認会計士等による外部監査が行われているが、これも「助成法が求めているのは形式監査で、領収書などが真正なものか、支出が適正なものか、は監査する必要はない」と言われている（「使途報告書はパズル 政党交付金の実態」『朝日新聞』1998.11.2.）。

¹⁰ 林知更「25 政党の位置づけ」小山剛・駒村圭吾編『論点探究憲法 第2版』弘文堂、2013、p.294。

本法〔政治資金規正法〕の規制は政治的活動の自由を侵さない必要最小限のものでなければならないことになる。」¹¹などとされている。

その一方で、政治資金の不適切な支出を抑制するために、「手始めに政治資金規正法の総則に「適切な支出」に努める旨を明記すべきであろう。その上で、政界全体で政治資金の使途の在り方について、ガイドラインの作成などに向けて取り組むべきであろう。」¹²、「使途を「専ら政治活動に使うもの」と規定するといった〔政治資金規正〕法改正も必要ではないか。」¹³、など法改正が必要だとする主張も見られるようになってきている。

また、政党交付金については、「使途制限を設けることは政党の活動の自由を損なう。もともと、政党は全く自由に使えるかという点、選挙民の監視の下に、いかに使うかを十分に検討すべきである。言い換えれば、選挙民の目を気にして、政党が自主的に使途制限を設けるような方向に進むべきである。」¹⁴として、政党の自主的な規制を求める説もある。新聞報道によれば、自由民主党は政党交付金の適正使用に向けた「指導要領」を策定し、人件費・調査費・宣伝広報費などに使途を限定しており、民主党（当時）も政党交付金を飲食費などに充てないよう指示している¹⁵。

このように、政党の政治活動の自由が重んじられる一方で、「政党が「私的」性格を併せ持つという理由のみで、一切の政党への制約が禁止されるものと見ることもまたできない。」として、政党助成法が採用する「政党の自由」の理解を批判的に再検討すべきであるとする説がある¹⁶。また、「使途をあまりに狭めることには問題があるにしても、政党交付金の趣旨等を踏まえ、抽象的・理念的に政党交付金の使途やあり方を規定し、枠付けることに問題があるとは思われ〔ない〕」¹⁷、など使途を制限すべきであるとの主張もある。さらに、「政党として受けた交付金と、献金やパーティー収入を別会計とし、交付金について「飲食費」などを規制すれば、税金の私的流用を防ぐ一定の効果がある」との意見もある¹⁸。

II 諸外国における政治資金等の個人的支出

本章では、諸外国における政治資金等の使途の制限、特に何が個人的支出に当たり、どのように扱われているのかについて概要を紹介する。なお、個人的支出を政治資金等で処理することの意味は、次の点によって異なるものとなる。

- ① 支出の限度額の有無：支出に限度額がある場合、個人的支出を政治資金等で処理すると、政治活動や選挙運動に支出できる額が減ってしまうことになり不利である。したがって、そのような制度下では、個人的支出を制限する意味は少ない。

¹¹ 吉田善明『日本国憲法論 第3版』三省堂、2003、pp.96-97.

¹² 岩井奉信「支出 律する制度を」『東京新聞』2014.11.29.

¹³ 岩渕美克「舛添都知事 辞職 政治資金規正法 改正を」『読売新聞』2016.6.16.

¹⁴ 江島晶子「第三章 政治資金の公的助成—政治資金規正における政党助成法の役割—」明治大学政治資金研究会編『政治資金と法制度』日本評論社、1998、p.251.

¹⁵ 「基礎からわかる政党交付金」『読売新聞』2010.1.28.

¹⁶ 林知更「政治過程の統合と自由 (1) —政党への公的資金助成に関する憲法学的考察—」『國家學會雑誌』115 巻 5・6号、2002.6、p.40.

¹⁷ 川崎政司「政党と政治資金制度—政党法制やその統制のあり方を含めて—」『比較憲法学研究』22号、2010、p.106.

¹⁸ 「政治資金出口規制 及び腰」『毎日新聞』2016.6.26.（上脇博之神戸学院大学教授の意見）

②選挙運動費用の償還制度の有無：後述するように、一定の条件を満たした政党や候補者に対して選挙運動費用の一部を償還する制度を採る国がある。そのような制度下では、個人的支出など選挙運動と関係ない支出が償還されるのは適切でないと考えられるため、支出に限度額がある場合でも、使途が制限されることが多い。

1 アメリカ

アメリカの連邦レベルの政治資金については、主に「1971年連邦選挙運動法」(Federal Election Campaign Act of 1971, P.L.92-225)で規定され、我が国の政治団体に相当する候補者等の政治委員会 (political committee) が調達し又は支出する資金を主な規制対象としている。同法では、日常の政治活動のための資金も次回の選挙運動の費用に含めて規制されている。政治資金は、独立機関である連邦選挙委員会 (Federal Election Commission: FEC)¹⁹が監督している。²⁰

選挙運動費用の支出制限は、ウォーターゲート事件を受けた同法の1974年改正により規制が強化されたが、合衆国憲法修正第1条の言論の自由に反するとして1976年の連邦最高裁判所の違憲判決を受けて、原則として廃止された²¹。ただし、候補者が受領した寄附又は連邦の公職者がその政治活動に対する支援として受領した寄附は個人的支出 (personal use) に転用してはならないと定められ (52 U.S.C. §30114(b))、選挙運動費用からの個人的支出が禁止されている²²。

個人的支出か否かは「無関係性の基準」 (irrespective test) により判断するものとされ、個人的支出を「候補者又は候補者であった者の選挙運動資金預託口座からの資金のあらゆる支出であって、何人の約定、債務又は経費であるかを問わず、候補者の選挙運動又は連邦の公職者としての政治活動とは関係なく生じるものに充てるためのもの」と、FEC規則において定義した上で、個人的支出に当たり禁止される支出として次のものを例示している²³。

- ①家庭用の食料費及び日用品費：ただし、資金調達活動や選挙運動の会合のための食料品への支出は認められる(たとえ候補者の自宅で開催する場合であっても支出は認められる)。
- ②葬式、火葬及び埋葬の費用：ただし、選挙運動に起因して、又は選挙運動の過程で死亡した候補者又は選挙運動員の葬式、火葬及び埋葬への支出は認められる。
- ③被服費：政治的行事で着用するタキシードやドレスなどの衣類への支出は認められない。ただし、選挙運動のスローガンが印刷されたTシャツや帽子等の選挙運動に用いられる低額の衣類への支出は認められる。

¹⁹ FECについては、大曲薫「アメリカ連邦選挙委員会 (FEC) の組織と機能—政治資金監督機能の強化を中心に—」『レファレンス』683号, 2007.12, pp.79-101. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999697_po_068305.pdf?contentNo=1> を参照。

²⁰ 木村志穂「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.878, 2015.9.29, pp.1-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9498994_po_0878.pdf?contentNo=1>

²¹ 同上, p.3. 大統領選挙に関しては国庫補助制度があり、これを受領しようとする者は支出制限に服さなければならない。

²² 河島太朗「政治資金の支出面における透明性の確保—日米の支出報告形態—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.587, 2007.5.22, pp.3-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000603_po_0587.pdf?contentNo=1> なお、連邦の公選職の候補者については、企業等が無償提供する航空機の利用が制限されており、その費用を支払った上で利用することも原則として禁止されている (52 U.S.C. §30114(c))。

²³ 11 C.F.R. §113.1 (g). 各項目の説明は、Federal Election Commission, “Campaign Guide for Congressional Candidates and Committees,” 2014.6, pp.53-55. <<https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/candgui.pdf>> による。

- ④授業料：ただし、有権者と交流するためにスペイン語²⁴の集中講義に参加するなど、選挙運動スタッフの研修への支出は認められる。
- ⑤住宅担保ローン、借料及び光熱水費：候補者やその親族のための個人的住居に関する住宅担保ローン、借料及び光熱水費への支出は、たとえその一部を選挙運動に用いる場合であっても認められない。ただし、公職者となったことによる自宅の警備の強化に要する費用の支出は認められる。
- ⑥投資費用：証券を信用取引で購入するなどの投資への支出は、その収益の全てを選挙に関連する経費に用いない限り認められない。
- ⑦娯楽費：スポーツイベント、コンサート、劇場その他の娯楽の入場料への支出は認められない。ただし、特定の公職者の政治活動や選挙運動の一環として行われるものへの支出は認められる。
- ⑧会費、料金及び謝金：カントリークラブ、ヘルスクラブ、レクリエーション施設又はその他の非政治的団体に対する会費、料金及び謝金への支出は認められない。ただし、当該団体の敷地内で開催される特定の資金調達行事に関連した支出は認められる。
- ⑨候補者の親族に対する限度を超える給与：誠実な勤務を伴う場合であって、公正な市場価格を反映したものであれば、候補者の親族の選挙運動に対して給与の支払が認められる。誠実な勤務を行う場合であっても、公正な市場価格を超える分については個人的支出となり認められない。

また、これら以外の支出については、公職に就いていることや候補者であることとの関連の有無を基準に、個人的支出か否かを FEC が個別に判断することとされており、次の支出を例示的に列挙している²⁵。

- ①食費：対面での資金調達行事のための食費への支出は認められるが、家族との外食への支出は認められない。
 - ②旅費：選挙運動又は連邦公職者の政治活動に関係する旅費（配偶者及び未成年の子の旅費を含む。）への支出は認められるが、旅費に付随する個人的支出は認められない。
 - ③自動車経費：選挙運動に関連した目的で使用される自動車経費への支出は、個人的使用に関する費用が僅少であれば認められるが、僅少でなければ認められない。
- (※②旅費又は③自動車経費が、個人的活動と選挙運動や公職者としての政治活動の双方にわたる場合は、個人的活動による増額分を 30 日以内に政治委員会に対して弁済しなければならない。)
- ④訴訟費用：FEC は、前述した無関係性の基準を用いて、訴訟費用が個人的支出に当たり選挙運動費用からの支出が認められないかどうかを判断する。候補者や公職者でなければ発生しなかったであろう訴訟費用については、全額の支出が認められたことがある。また、候補者や公職者になる前の活動や事業に関するものなど選挙運動や公職者としての政治活動と直接関連しない事柄についての不正行為疑惑が報じられた場合、報道機関に対する訴訟の費用について、半額までの支出が認められたことがある。

²⁴ アメリカにはスペイン語を母国語とする中南米出身者やその子孫であるヒスパニックが多く居住しており、英語を解さない有権者も多い。したがって、スペイン語の能力は選挙運動において重要な意味を持つ。

²⁵ 11 C.F.R. §113.1 (g)(1)(ii). 各項目の説明は、Federal Election Commission, *op.cit.*(23), pp.55-56 によった。

この個人的支出を禁止する規定について、事情を知りつつ故意に違反した場合、自由刑や罰金などの罰則が設けられている（52 U.S.C. §30109(d)）。1995～2005年の11年間での処分件数は20件のみであったが²⁶、最近では、ジェシー・ジャクソン・ジュニア（Jesse L. Jackson Jr.）元連邦下院議員が2005～2012年に3,000回超、75万ドル（約8500万円）²⁷の個人的支出を行った罪で、2年6か月の自由刑に処せられた例がある²⁸。

2 イギリス

イギリスにおいては、政党の日常の政治活動に関する資金及び選挙運動費用については「2000年政党、選挙及びレファレンダム法」（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41)）で、候補者の選挙運動費用については「1983年国民代表法」（Representation of the People Act 1983 (c.2)）で規定されている。これら政治資金の監督は、政府から独立した機関である選挙委員会（Electoral Commission）²⁹が行っている。³⁰

政党の選挙運動費用については、下院議員総選挙の場合、政党は総選挙の投票日以前の365日間の支出限度額、候補者は選挙期間及び選挙準備期間の支出限度額が規定されている³¹。しかし、選挙運動費用に当たらない日常の政治活動の資金については、支出限度額がない。また、個人的支出など使途を制限する規定はない。³²

ただし、下院議員2人以上を有する主要な政党に対し、年額200万ポンド（約3億円）が得票数等に基づいて配分される政策立案補助金（Policy Development Grants）は、各種選挙のマニフェストに盛り込むために政党が行う政策の立案にその使途を限定している。補助金の受給対象である政党は、事前に政策立案活動計画の概要を選挙委員会に示し、事後には政策立案活動と支出についての詳細な報告書を提出する。選挙委員会はこれらの適正性を判断した上で、補助金を支給する。³³

政治資金や政党に対する国庫補助とは性格が異なるが、議員経費に関するもので使途が問題になったのが「追加費用手当」（Additional Costs Allowance）の不正請求である。この問題を受けて、政府や議会から独立した「独立議会倫理基準委員会」（Independent Parliamentary Standards

²⁶ 大曲 前掲注(19), p.97.

²⁷ 邦貨への換算は、2018年1月分の報告省令レートにより行い、適宜四捨五入した（以下同じ）。

²⁸ “Jesse Jackson Jr. Gets 30 Months, and His Wife 12, to Be Served at Separate Times,” *New York Times*, 2013.8.15. 具体的な購入品として、43,000ドル（約490万円）のロレックスの腕時計や15,000ドル（約170万円）の台所用品などがあつたと報じられている。

²⁹ 選挙委員会については、木村志穂「英国の政治資金制度（資料）」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.209-212. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196939_po_073110.pdf?contentNo=1> を参照。

³⁰ 木村 前掲注(20), pp.5-7.

³¹ 選挙期間は、公式に候補者になった日から選挙日までであり、議会が解散された日（選挙日から公休日を除いて25日前の日）から公式に候補者になることができる。支出限度額は選挙区の有権者数により異なるが、2015年総選挙について、有権者数の平均値を基に試算すると、県選挙区で約15,000ポンド（約220万円）、都市選挙区で約13,000ポンド（約190万円）となる。政党の支出限度額は、擁立した候補者数により異なるが、全ての小選挙区で候補者を擁立した場合、1950万ポンド（約29億円）となる（同上, p.6）。選挙準備期間の支出限度額については、同, pp.6-7を参照。

³² “UK Parliamentary general election 2017 Great Britain: Guidance for candidates and agents Part 3 of 6: Spending and donations.” Electoral Commission Website <https://www.electoralcommission.org.uk/_data/assets/pdf_file/0019/214/516/UKPGE-Part-3-Spending-and-donations.pdf>; Electoral Commission, “Overview of party campaign spending.” <https://www.electoralcommission.org.uk/_media/guidance/party-campaigners/to-campaign-spend-rp.pdf>

³³ “Public funding for parties.” Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/find-information-by-subject/political-parties-campaigning-and-donations/public-funding-for-parties>>

Authority) が設置され、下院議員のための手当計画の策定や下院議員の金銭上の利益に関する行為規範の策定及び改定などを行うこととなった。³⁴

3 ドイツ

政党を中心とした政治活動が行われているドイツにおいては、政治資金も政党法 (Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz), i.d.F. v. 31.1.1994 (BGBl. I S.149)) により政党の財政を中心として規制されている。政党に対する大規模な国庫補助制度があるが、政党が行う支出についての制限は設けられていない。連邦議会議員の政治資金についても、支出制限は設けられていない。なお、政党の会計報告書の提出先は連邦議会議長である。³⁵

支出に制限はないものの、主要政党は使途について監査を行っており、キリスト教民主同盟 (CDU) や社会民主党 (SPD) は、党大会で選出された会計監査員が支出の妥当性を含めて監査することを内規で定めている³⁶。

4 フランス

フランスでは、政党・政治団体の日常の政治活動に関する資金については、「政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号」 (Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique) で規定されている。また、大統領候補の選挙運動費用については、「普通選挙による共和国大統領選挙に関する 1962 年 11 月 6 日の法律第 62-1292 号」 (Loi n° 62-1292 du 6 novembre 1962 relative à l'élection du Président de la République au suffrage universel) で、その他の選挙における候補者の選挙運動費用については、「選挙法典」 (Code électoral) で規定されている。これら政治資金を監督する独立機関として「選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会」 (Commission Nationale des Comptes de Campagne et des Financements Politiques: CNCCFP)³⁷が置かれている。

政党・政治団体に対しては、政党国庫補助制度があるが、原則として使途に制限はない。政党・政治団体については、政治活動の自由の点から CNCCFP もその支出について監査する権限は有しておらず、監査対象は財務行為の妥当性ではなく適法性に限定される。³⁸

³⁴ 追加費用手当制度とは、本来は、議会の仕事を適切に遂行するために自宅又は主たる住宅を離れて宿泊した場合に、宿泊費などを経費として還付する制度であったが、高級家具の購入、田舎の大邸宅の堀の掃除、鴨小屋の設置、ポルノ映画のレンタル代金を請求するなどの不正が多数の議員にあることが明るみになった。この結果、不正を指摘された下院議長が議員辞職したほか、数多くの議員が次の 2010 年総選挙に立候補しないことを表明した。齋藤憲司「英国における政治倫理—下院議員経費スキャンダルと制度の変容—」『レファレンス』710号, 2010.3, pp.5-27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166404_po_071001.pdf?contentNo=1> を参照。なお、2009 年 4 月 1 日から、“Personal Additional Accommodation Expenditure”という制度に変更された。

³⁵ 木村 前掲注(20), pp.7-9.

³⁶ Finanz-und Beitragsordnung § 24 (“Statutenbroschüre der CDU Deutschlands,” 2016.6, p.46. CDU Website <<https://www.cdu.de/system/tdf/media/statutenbroschuere.pdf?file=1>>); Finanzordnung § 6 (“Organisationsstatut, Wahlordnung, Schiedsordnung und Finanzordnung der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands,” 2014.1.26, p.92. SPD Website <<https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Parteiorganisation/Organisationsstatut.pdf>>)

³⁷ CNCCFP については、玉井亮子「第 7 章 フランス大統領選挙における選挙管理—公正性をいかに確保しているのか—」大西裕編著『選挙ガバナンスの実態—世界編—その多様性と「民主主義の質」への影響—』ミネルヴェア書房, 2017, pp.179-189 を参照。

³⁸ Yves-Marie Doublet, “Chapter 9 France,” OECD, *Financing Democracy: Funding of Political Parties and Election Campaigns and the Risk of Policy Capture*, Paris: OECD Publishing, 2016, pp.151-152. <<http://www.oecd-ilibrary.org/deliver/4215261e.pdf?itemId=/content/book/9789264249455-en&mimeType=application/pdf>>

候補者には、選挙運動費用の調達が可能期間における支出限度額がある³⁹。また、選挙運動費用の償還制度がある。大統領選挙の場合は、第1回投票⁴⁰において得票率5%未満の候補者には、支出限度額の4.75%が、5%以上の候補者には47.5%が、当該候補者が実際に負担した金額を限度として償還される。下院議員選挙の場合は、第1回投票において得票率が5%以上の候補者に対し、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、支出限度額の47.5%が償還される。⁴¹

選挙運動と無関係な費用の償還を防ぐために、CNCCFPは選挙に関する支出に含めることができない使途を例示している。支出の目的、場所、日時、支出の相手方などにより基準が整理されており、そのうち含めることができないとされる支出の目的は次のとおりである。⁴²

- ①個人的な支出：個人の食費、候補者及び選挙陣営の研修費、候補者の被服費
- ②選挙によって生ずる支出：選挙陣営の食費⁴³及び宿泊費、個人のセキュリティ費用、情勢調査費用⁴⁴、自動車の修理費用、選挙に関する訴訟の費用
- ③選挙運動で利用しない文書についての費用
- ④選挙人に対する謝礼の費用

CNCCFPは、これらの基準に照らして、選挙運動費用収支報告書に関して不正があった場合には報告書の受理を拒否し費用の償還を行わないことや、不正が軽微である場合にはその程度に応じて償還額を減額することができる⁴⁵。

2002年大統領選挙では候補者の不適切な個人的支出が問題となり、フランソワ・バイル (François Bayrou) 候補が24着のスーツなど被服費として42,566ユーロ (約560万円) を支出したことや、当選したジャック・シラク (Jacques Chirac) 大統領も、カリブ海にあるマルティニーク海外県の豪華なホテルに58泊し7,000ユーロ (約93万円) 余りを支出するなど、ほとんどの候補者が不正な支出を指摘され、償還額が減額された⁴⁶。

³⁹ 大統領選挙の選挙運動費用の調達が可能な期間は、選挙が行われる月の初日までの1年間及び選挙運動費用収支報告書の提出日 (遅くとも第1回投票の日から10番目の金曜日) までであり、支出限度額は、2017年大統領選挙については1685万1000ユーロ (約22億円)、第2回投票に進出した候補者については2250万9000ユーロ (約30億円) である。下院議員選挙の選挙運動費用の調達が可能な期間は選挙が行われる月の初日までの6か月間及び選挙運動費用収支報告書の提出日までであり、支出限度額は、選挙区の人口により異なるが、5万~7万ユーロ (約660万~930万円) 程度であることが多いという (木村 前掲注(20), p.10.)。

⁴⁰ フランスの大統領選挙や下院議員選挙などは、2回投票制で行われる。第1回投票では、過半数の得票などの要件を満たした候補者が当選人となるが、該当する候補者がなかった場合、一定の条件に達した候補者が第2回投票に進出する。第2回投票では、比較多数を得票した候補者が当選人となる。

⁴¹ Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques, "Élection présidentielle: Financement de la campagne électorale: Mémento à l'usage du candidat et de son mandataire," 2016.4.29, pp.20-28. <http://www.cnccfp.fr/docs/presidentielle/cnccfp_presidentielle_2017_memento_20160613_consolide.pdf>; Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques, "Guide du candidat et du mandataire, Édition 2016," 2016.10.26, pp.7-10. <http://www.cnccfp.fr/docs/campagne/20161027_guide_candidat_edition_2016.pdf>

⁴² "Guide du candidat et du mandataire, Édition 2016," *ibid.*, pp.49, 65-66, 71.

⁴³ ジャーナリストなどのオピニオンリーダーとの食費は選挙支出として認められる。また、ビラ配りやポスター貼りなどのボランティアに対する食費は、1人当たり16ユーロ (約2,100円) までは選挙支出として認められる。

⁴⁴ 認知度調査や投票意向調査など情勢調査の費用は選挙支出として認められないが、選挙運動のテーマを決定するために行う世論調査の費用は認められる。

⁴⁵ 服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, p.41. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1>

⁴⁶ "Frais royaux pour candidats-présidents," *Libération*, 2002.10.19. <http://www.liberation.fr/france/2002/10/19/frais-royaux-x-pour-candidats-presidents_419021>

5 カナダ

カナダの日常の政治活動に関する資金及び選挙運動費用については、「カナダ選挙法」(Canada Elections Act (S.C. 2000, c. 9)) で規定されている。登録政党⁴⁷及び候補者の選挙期間中の選挙支出(後述)には限度額が設けられている⁴⁸。これら政治資金の監督は、カナダ連邦選挙庁 (Elections Canada) が行っている。

下院議員選挙の候補者については選挙運動費用の償還制度がある。選挙運動費用支出 (Electoral campaign expenses) は、「選挙支出」 (Election expenses)⁴⁹、「候補者の個人的支出」 (Candidate's personal expenses) 及び「その他の選挙運動費用支出」 (Other electoral campaign expenses)⁵⁰に分類されるが、このうち選挙支出及び候補者の個人的支出が償還の対象となる。当選又は得票率が10%以上の候補者には、選挙支出と候補者の個人的支出の合計の60%が償還される。ただし、選挙支出の限度額の60%を上限とする。⁵¹

候補者の個人的支出は制限されるのではなく、選挙がなければ候補者が支払うことがないものに限定されているものの、次に例示された支出が認められており、しかもその費用が償還されるという点で特徴的である。なお、食費については、自宅におけるものは選挙運動と無関係であり候補者の個人的支出の使途とは認められないが、選挙運動に関する移動中の食費は認められる。⁵²

- ①旅費及び滞在費：選挙期間中に有権者に会うために移動する場合、旅費とその移動によって生ずる滞在費は候補者の個人的支出である。候補者が選挙運動中に当該選挙区に一時的に引っ越す場合、家賃と選挙区までの旅費が候補者の個人的支出となる。選挙運動員やボランティアの旅費は選挙支出であり、候補者の個人的支出ではない。
- ②託児費用：選挙期間中は、昼夜を問わず週末も含めて候補者は選挙運動に携わる。このことにより託児費用が必要になる場合、追加的な託児費用は候補者の個人的支出に当たる。
- ③障害のある人の介護費用：候補者が障害のある人を日常的に介護している場合、選挙運動の際は、選挙がない時に比べて追加的な介護が必要になる。この介護費用は候補者の個人的支出に当たる。
- ④障害があることに関連する支出：候補者に障害がある場合、障害があることに関連し、選

⁴⁷ 一定の条件を満たした政党がカナダ連邦選挙庁に登録し「登録政党」 (registered party) となると、選挙運動費用の償還を受けることなどができる。以下、本節の「政党」は、登録政党を指すものとする。

⁴⁸ 選挙期間は37日間以上と定められているが上限はなく、2015年総選挙では78日間であった。支出限度額は選挙期間の日数によって異なる。2015年総選挙の場合、政党の支出限度額は、全ての小選挙区で候補者を擁立した場合に約5500万カナダドル(約49億円)となった。候補者の支出限度額は、選挙区の有権者数により異なるが、平均で約22万カナダドル(約1900万円)であった (Office of the Chief Electoral Officer of Canada, "Report on the 42nd general election of October 19, 2015," 2016.2.3, pp.15, 18, 51. Elections Canada Website <http://www.elections.ca/res/rep/off/sta_2015/pdf/stat_report2015_e.pdf>)。なお、選挙期間外に政党が行う支出には、原則として制限はない (Stephane Perrault, "Chapter 6 Canada," OECD, *op.cit.*(38), p.117.)。

⁴⁹ 選挙期間中に候補者の選挙運動に用いられた財やサービスについて合理的に生ずる全ての支出を指す。選挙期間中の広告、情勢調査、事務所、選挙運動員への報酬などについての費用が後掲注(51)の資料において例示されている。ただし、資金調達に関連する支出は除く。

⁵⁰ 選挙があることにより生ずる合理的な支出であるが、選挙支出や候補者の個人的支出に含まれない支出を指す。選挙期間外の支出、資金調達活動、使用しなかった選挙用品などについての費用が後掲注(51)の資料において例示されている。

⁵¹ Elections Canada, "Political Financing Handbook for Candidates and Official Agents," 2017.10, pp.49-62, 67-68, 79-81. <http://www.elections.ca/pol/can/man/ec20155/2017-01_e.pdf>

⁵² *ibid.*, pp.63-65.

挙運動を行うことによって生ずる追加的な支出は、候補者の個人的支出である。候補者が移動する際の介護者の費用などがこれに当たる。

⑤候補者代理人への支出：候補者代理人（candidate's representatives）⁵³に報酬を支払う場合、その報酬は候補者の個人的支出に当たる。

⑥その他の個人的支出：上記に含まれない個人的支出は200カナダドル（約1万8000円）を上限とする。200カナダドルを超える個人的支出は、その他の選挙運動費用支出として報告しなければならず、償還されない。ドライクリーニング、身だしなみを整える費用及び携帯電話の使用料などがその他の個人的支出に当たる。

政党についても選挙運動費用の償還制度がある⁵⁴。当該政党が擁立した候補者の得票率が全国で2%以上又は候補者を擁立した選挙区での得票率の合計が5%以上である場合、選挙支出の50%が償還される。⁵⁵

6 韓国

韓国は、原則として、政党及び後援会（我が国の資金管理団体に相当する。）の政治資金については政治資金法で、政党及び候補者の選挙運動費用については公職選挙法で規定されている。政党等の政治資金に支出の限度額はない。選挙運動費用については、政党及び候補者について、支出の限度額がある⁵⁶。政治資金等の監督は、高度の独立性を有する選挙管理委員会⁵⁷が行っている。⁵⁸

政治資金は、政治活動のために必要とされる経費に対してのみ支出されなければならない、私的経費（個人的支出）や不正な目的のために支出されてはならない。私的経費とは、次のような目的により生じる経費をいう（政治資金法第2条第3項）。

- ①家計の支援・補助
- ②個人的な債務の返済又は貸与

⁵³ 候補者は投票所ごとに候補者代理人を任命することができる。候補者代理人は、我が国における投票立会人や開票立会人に相当する者で、投票や開票事務の執行への立会いや意見の陳述などを行うことができる。

⁵⁴ このほか、政党に対する国庫補助制度も存在した（間柴泰治「2003年カナダ選挙法の改正と政党助成制度の導入」『外国の立法』No.224, 2005.5, pp.67-73. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000409_po_022404.pdf?contentNo=1>）が、2015年4月の補助を最後に廃止された。

⁵⁵ Elections Canada, “Political Financing Handbook for Registered Parties and Chief Agents,” 2017.10, p.61. <http://www.elections.ca/pol/pol/man/ec20231/2017-03_e.pdf>

⁵⁶ 大統領選挙については、選挙期間は23日間であり、2017年選挙の支出限度額は約510億ウォン（約52億円）であった。国会議員選挙については、選挙期間は14日間であり、2016年総選挙の支出限度額（選挙区選出議員）は選挙区により異なるものの平均で約1億8000万ウォン（約1800万円）であった。（公職選挙法第33条; 중앙선거관리위원회「보도자료 제19대 대통령선거 선거비용제한액 509억 9천 4백만 원」（中央選挙管理委員会「報道資料 第19代大統領選挙選挙費用制限額 509億9千4百万ウォン」）2017.3.17. <<http://www.nec.go.kr/bos/cmm/dozen/FileDown.do?id=192162>>; 중앙선거관리위원회「보도자료 제20대 국선 후보자 선거비용 수입·지출 내역 공개」（中央選挙管理委員会「報道資料 第20代国会議員選挙候補者選挙費用収入・支出内訳公開」）2016.5.19. <<http://www.nec.go.kr/bos/cmm/dozen/FileDown.do?id=173030>>）

⁵⁷ 選挙管理委員会については、大西裕編『選挙管理の政治学—日本の選挙管理と「韓国モデル」の比較研究—』有斐閣, 2013を参照。中央選挙管理委員会のほか、広域自治体、基礎自治体、投票区にそれぞれ委員会が置かれている。

⁵⁸ Heeman Koo, “Chapter 10 Korea,” OECD, *op.cit.*(38), pp.155-162. 韓国の政治資金制度については、山本健太郎「韓国の政党・政治資金制度—政党法・政治資金法の概要—」『レファレンス』648号, 2005.1, pp.56-63. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999910_po_064803.pdf?contentNo=1> も参照。

③郷友会・同窓会・宗親会⁵⁹、山岳会などの同好会、契⁶⁰などの個人的な集まりの会費又はその他の支援経費

④個人的な余暇又は趣味活動に必要な費用

中央選挙管理委員会は、関係者との書面による質疑応答をウェブサイトで公開している。何が私的経費に当たり政治資金からの支出が認められないかについての質疑応答もあり、次のような解釈が示されている（括弧内の日付は、中央選挙管理委員会委員長からの回答日）。⁶¹

【私的経費に当たらず政治資金からの支出が認められるもの】

- ・国会議員やそのスタッフが議員活動のために購入するスマートフォンであって、国会議員やその後援会の会計責任者の名義で購入するもの（2010年2月11日）
- ・議員活動の過程で発生した国会議員の病気や負傷などを治療するための医療費（2011年1月7日）
- ・政治活動の一環で参加する国会議員サッカー連盟の会費（2017年3月29日）

【私的経費に当たり政治資金からの支出が認められないもの】

- ・同僚国会議員に地域特産品を提供するための費用（2005年2月4日）
- ・国会議員が政治活動に関連しない社団法人の理事長である場合における当該社団法人の年会費（2005年2月14日）
- ・政党法や公職選挙及び選挙不正防止法（現：公職選挙法）違反の罪で科された罰金（2005年2月22日）

【態様により判断が異なるもの】

- ・円滑な議員活動のためにソウルにアパートを借りる場合、その賃借料を政治資金から支出することは認められるが、家族がともに生活する場合は認められない（2010年12月23日）

この規定に違反して、政治活動のために必要とされる経費以外の用途で支出した者は、2年以下の懲役又は400万ウォン（約41万円）以下の罰金に処せられる（政治資金法第47条第1項）。

また、政党及び候補者に対しては、選挙運動費用の償還制度がある。比例代表制によって行われる選挙を除く選挙においては、当選又は得票率が15%以上の候補者に対しては候補者が支出した選挙運動費用の全額が、得票率が10%以上15%未満の候補者に対しては支出額の半額が償還される（大統領選挙において政党が公認した候補者については、当該政党に対して償還される。）。比例代表制によって行われる選挙については、1人以上の当選者があった政党に対して支出の全額が償還される。ただし、この償還は、政治資金法に基づく会計報告書で報告された支出額に基づいて行われるため、私的経費は償還の対象にならない。このほかに、選挙運動のために使用し候補者が負担したものを除く携帯電話使用料及び情報利用料金なども償還されない（公職選挙法第122条の2）。

⁵⁹ 系譜関係の遠近にかかわらず、同じ地域に住む氏族員から成る組織。（『世界大百科事典 18 改訂新版』平凡社、2007、p.386.）

⁶⁰ 韓国独特の講の一つ。多数が一定の目的のため定額の金銭・穀物・反物などを出し合ってそれを運営または殖やして互いに利用する。我が国の「頼母子（たのもし）講」に当たる。（安田吉実・孫洛範編『韓日辞典 新訂版 新装版』民衆書林、1997、p.130.）

⁶¹ 「질의검색（質問検索）」중앙선거관리위원회（中央選挙管理委員会）ウェブサイト <<http://www.nec.go.kr/portal/docQna/list.do?menuNo=200134>>

2017年大統領選挙では、得票率15%以上の候補者を公認した3政党から総額1251億ウォン（約130億円）余りの選挙運動費用の償還の請求があった。償還額の決定に当たっては、中央選挙管理委員会が23人から成る調査班を組織して、支出の妥当性を審査した。その結果、支出額が通常取引価格を上回るもの、選挙運動費用には当たらない政治活動費、選挙事務員への過剰な手当など26億ウォン（約2億7000万円）余りが減額された。⁶²

政党に対する国庫補助には、経常補助金、選挙補助金、公職候補者女性公認補助金及び公職候補者障害者公認補助金の4種類がある。経常補助金及び選挙補助金の使途は、政党運営の必要経費として、①人件費、②事務用備品及び消耗品費、③事務所設置・運営費、④公共料金、⑤政策開発費、⑥党員教育訓練費、⑦組織活動費、⑧宣伝費、⑨選挙関連費用に限られる。経常補助金については、総額の30%以上は政策研究所に、10%以上は市・道党（広域自治体レベルの政党支部）に配分し、10%以上は女性の政治的発展のために使用しなければならない。また、公職候補者女性公認補助金は女性候補者の、公職候補者障害者公認補助金は障害のある候補者の選挙経費として使用しなければならない。⁶³

おわりに

政治資金の不適切な使途をめぐり、「政治資金の使い道に法律上制約はない。これがルーズな使用の温床となっている。とりわけ税金が原資の政党交付金は厳しくチェックされるべきである。」⁶⁴など制度を見直すべきであるとの意見が目立つ。これに対して、憲法に根拠をおく政治活動の自由を重視する観点に立つと、その制限には慎重であることが求められる。何らかの制限をすとしても、法による規制と政党の自主的な規制のいずれが望ましいかについては議論がある。「政党に対する法的規制が、何よりも政党の結成および活動の自由を阻害する傾向をもたらし易いということである。（中略）そしてこのことは、単に集会・結社の自由権の侵害に留まらず、今日の政党制の下においては、参政権に対する重大な侵犯と見られるのである。」⁶⁵という主張は、規制のあり方を考える上で現在も重要な指摘である。

政党が自主的に使途の規制を行う場合は、規制される使途の対象が論点となり、法によって規制する場合は、政治資金の監督をどのような機関が行うかについても論点になると考えられる。これらの制度設計を行う際、本稿で紹介した諸外国の制度は参考になるであろう。

⁶² 중앙선거관리위원회「보도자료 제19대 대선 선거비용 보전액 등 총 1,240억여 원 지급」(中央選挙管理委員会「報道資料 第19代大統領選挙選挙費用補填額など合計1,240億ウォン余支給」)2017.7.18.<<http://www.nec.go.kr/bos/cmm/dozen/FileDown.do?id=198846>>

⁶³ “Outline of Political Fund System.” National Election Commission Website <http://www.nec.go.kr/engvote_2013/03_politicalNfunds/03_03.jsp>; “Details of Political Fund Act: National Subsidies.” National Election Commission Website <http://www.nec.go.kr/engvote_2013/03_politicalNfunds/03_04.jsp#>

⁶⁴ 「社説 舛添都知事辞職 苦い経験を次に生かせ」『毎日新聞』2016.6.16.

⁶⁵ 丸山健『政党法論』学陽書房、1976、pp.179-180.

巻末表 主要国の政治資金等の使途制限

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
政治資金等の監督機関	総務大臣 又は都道府県選挙管理委員会	連邦選挙委員会 (Federal Election Commission: FEC)	選挙委員会 (Electoral Commission)	なし (報告書の提出 先は連邦議会議長)
支出限度額	○政治資金：なし ○選挙運動費用：あり	原則なし (大統領選挙国庫補助を受領しようとする者 には支出限度額あり)	○政治資金：なし ○選挙運動費用 政党・候補者ともにあり	なし
選挙運動費用の償還	なし	原則なし	なし	なし
政党国庫補助	あり	なし	あり (政策立案補助金)	あり
使途制限	○政治資金 原則なし (株式運用等の投機的取引及び資金管理団体による不動産取得等は制限) ○選挙運動費用 原則なし ○政党交付金 原則なし (借入金の返済及び貸付金の貸付けを除く)	禁止される個人的支出として次の支出を例示 ①家庭用の食料費及び日用品費／②葬式、火葬及び埋葬の費用／③被服費／④授業料／⑤住宅担保ローン、借料及び光熱水費／⑥投資費用／⑦娯楽費／⑧会費、料金及び謝金／⑨候補者の親族に対する限度を超える給与 その他の支出については、個人的支出か否かを FEC が個別に判断することとし、次の支出を例示 ①食費／②旅費／③自動車経費／④訴訟費用 事情を知りつつ故意に違反した場合、自由刑や罰金などの罰則	○政治資金・選挙運動費用 原則なし ○政策立案補助金 政策立案関連経費に限定	原則なし

	フランス	カナダ	韓国
政治資金等の監督機関	選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会 (Commission Nationale des Comptes de Campagne et des Financements Politiques: CNCCTP)	カナダ連邦選挙庁 (Elections Canada)	選挙管理委員会
支出限度額	○政治資金：なし ○選挙運動費用 政党についてなし、候補者についてあり	○政治資金：なし ○選挙支出 政党・候補者ともにあり	○政治資金：なし ○選挙運動費用 政党・候補者ともにあり
選挙運動費用の償還	・政党についてなし ・候補者についてあり	政党・候補者ともにあり	政党・候補者ともにあり
政党国庫補助	あり	なし (2015年4月の補助を最後に廃止)	あり (経常補助金、選挙補助金、公職候補者女性公認補助金及び公職候補者障害者公認補助金)
使用制限	○選挙運動費用 償還の対象とはならないものとして次の支出を例示 ①個人的な支出：個人の食費・候補者及び選挙陣営の研究費、候補者の被服費 ②選挙によって生ずる支出：選挙陣営の食費及び宿泊費・個人のセキュリティ費用、情勢調査費用、自動車の修理費用、選挙に関する訴訟の費用 ③選挙運動で利用しない文書についての費用 ④選挙人に対する謝礼の費用 ○政党国庫補助 原則なし	○政治資金 原則なし ○選挙運動費用 原則なし (償還の対象となる選挙運動費用の使用は幅広く認められており、選挙がなければ支払うことがないものに限定されるが「候補者の個人的支出」も償還の対象)	○政治資金・選挙運動費用 次のような目的により生じる私的経費のための支出は禁止 ①家計の支援・補助 ②個人的な債務の返済又は貸与 ③郷友会・同窓会・宗親会、山岳会などの同好会、契などの個人的な集まりの会費又はその他の支援経費 ④個人的な余暇又は趣味活動に必要な費用 違反した場合、2年以下の懲役又は400万ウォン以下の罰金 ○政党国庫補助 <経常補助金><選挙補助金> 政党運営の必要経費として次のものに限定 ①人件費／②事務用備品及び消耗品費／③事務所設置・運営費／④公共料金／⑤政策開発費／⑥党員教育訓練費／⑦組織活動費／⑧宣伝費／⑨選挙関連費用 経常補助金については、30%以上を政策研究所に、10%以上を市・道党に配分し、10%以上を女性の政治的発展のために使用 <公職候補者女性公認補助金><公職候補者障害者公認補助金> それぞれ女性候補者や障害のある候補者の選挙経費に限定

(出典) 筆者作成。